

「得する街のカレンダー」調査事業 実施要綱

1. 目的

様々な業態の市内事業所のクーポン券が付いたカレンダーを製作・配布し、市内事業者の情報発信の強化を行い、新規顧客の開拓を図り、利益の増加を目指す。

この事業を行うことにより、クーポン券の利用状況についてアンケート調査を行い、平成 31 年度版カレンダーの販売に向けた基礎資料となるものを作成し、地域経済全体の活性化につながることを目的とする。

2. 事業概要

- (1) 市内の様々な事業所のクーポン券がついたカレンダーを作製し紋別市広報に折り込み市内の全世帯に配布し、店舗の利用を促す。
- (2) 参加事業所店舗数 延べ 60 店舗。(1 カ月 20 店舗)
- (3) クーポンはひと月分 20 枚。
- (4) カレンダーの大きさは、A2、片面カラー（四つ折り）
- (5) カレンダーの配布については、平成 29 年 12 月上旬スタート。
- (6) クーポン券利用者及び参加店に対してアンケート調査の協力をいただく。

3. カレンダーの名称

「得する街のカレンダー」

4. 実施体制

紋別商工会議所・紋別市商店街連合会・紋別まちおこし塾

5. 参加対象事業者

- (1) 参加資格：紋別市内の事業所で、先着順とする。
- (2) 業 種：参加事業所として登録できるものは、市内に所在する店舗等において、小売業、飲食業、サービス業等を営む事業者とする。
ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 5 号から第 8 号に規定する営業を行うもの、及び業務の内容が公序良俗に反する営業を行うものは、参加対象事業者から除外する。
- (3) 参加事業所募集期間：平成 29 年 9 月 19 日（火）～10 月 13 日（金）
北海民友新聞にて周知し募集し、先着順とする。
- (4) 参加申し込み方法：紋別商工会議所までに F A X または 持参 にて申し込みを行う。
- (5) 参加事業所数：延べ 60 店舗
- (6) 調査実施：参加事業者は、クーポン券の利用状況等についてアンケート調査に協力をいただく。

6. 参加事業者の負担

登録料は無料。ただし、クーポン券に記載している割引や粗品などサービスの提供にかかる費用は参加事業者が負担する。

7. クーポン券のサービス内容

- (1) クーポン券は、ひと月のカレンダーに 20 枚をセットとし、配布する。
- (2) クーポン券の利用有効期間は、12 月、1 月、2 月と各月それぞれで定める。
- (3) クーポン券 1 枚の金額は、景品表示法に基づく上限とする。
- (4) クーポン券に記載している割引や粗品などサービスの提供については、参加事業所が決定し、紋別商工会議所・紋別市商店街連合会・紋別まちおこし塾が確認を行う。

8. クーポン券の配布方法及びその期間

- (1) クーポン券の配布は、市の広報に折り込み配布する。
 - ①平成 29 年 12 月広報
 - ②平成 30 年 1 月広報
 - ③平成 30 年 2 月広報

9. クーポン券の利用

- (1) クーポン券の利用有効期間は下記の通りとする。ただし、対象月の利用有効期間内で参加店舗が設定することもできる。
 - ①平成 29 年 12 月カレンダー分 平成 29 年 12 月 1 日 (金) ~ 31 日 (日) まで
 - ②平成 30 年 1 月カレンダー分 平成 30 年 1 月 1 日 (月) ~ 31 日 (水) まで
 - ③平成 30 年 2 月カレンダー分 平成 30 年 2 月 1 日 (木) ~ 28 日 (水) まで
- (2) クーポン券は、利用希望者がカレンダーから利用店舗のクーポン券を切り離して、店舗へ持参し購入時に提出する。

10. クーポン券の取り扱い方法

- (1) 三者連名（紋別商工会議所・紋別市商店街連合会・紋別まちおこし塾）で発行したクーポン券のみの取り扱いとする。
- (2) クーポン券に記載している割引や粗品などサービスの提供と引き換えた商品券の再利用は不可とする。
- (3) 釣り銭は出さないものとする。
- (4) クーポン券の偽造または不正使用の疑いがあるときは、直ちに紋別商工会議所、紋別市商店街連合会または紋別まちおこし塾へ報告する。
- (5) クーポン券が偽造されたものであった場合は、記載している割引や粗品などサービスの提供は行わない。
- (6) クーポン券の盗難、紛失または滅失などに対しては、紋別商工会議所・紋別市商店街連合会・紋別まちおこし塾はその責を負わない。

11. その他

事業終了までにクーポン券の利用状況について調査を実施し、集計作業を行い、事業化に向けた基礎資料となるものを作成する。